

令和4年度第2回静岡県障害者施策推進協議会
令和4年度第2回静岡県障害者差別解消支援協議会
会議録（合同開催）

令和5年3月24日（金）
障害者働く幸せ創出センターAB会議室

午後1時31分開会

○増田障害者政策課課長代理 それでは、ただいまから令和4年度第2回静岡県障害者施策推進協議会及び第2回静岡県障害者差別解消支援協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めます、障害者政策課の増田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の協議会は公開で開催しております。傍聴を希望される方が既にお見えになっておりますけれども、定員5名までの入室が可能となっております。

また、協議会終了後、議事録を県ホームページ上に掲載させていただきますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

また、県職員はマスクを着用し出席させていただきます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の森岡より、ご挨拶を申し上げます。

○森岡障害者支援局長 皆さんこんにちは。障害者支援局の森岡でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、皆様には日頃から、障害のある方の福祉や日常生活の支援にご尽力をいただいております。改めまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

障害のある方を取り巻く状況といたしましては、昨年12月に障害者総合支援法の改正法が成立いたしまして、障害のある方の地域生活の支援体制の充実、それから多様な就労ニーズに対する支援などが法律に盛り込まれることになりました。

また、今月の14日には、合理的配慮の提供を民間事業者の皆さんに義務づける改正障害者差別解消法の施行期日を定める政令。これが閣議決定をされました。令和6年の4

月1日から義務づけが始まるということになってございます。一歩ずつではありますけれども、誰もが身近な地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けまして前進していると思っております。

一方で、昨年来、子供や障害のある方の支援をする施設。こちらの従事者の方による虐待ですとか不適切な処遇の事案が相次いで報道されている状況でございます。改めまして、障害者権利条約の理念にございます、障害のある方の人権や基本的自由の享有を確保すること。また、障害のある方固有の尊厳の尊重を促進すること。こういった基本的な立場に立ち返りまして、障害に対する社会の理解が一層深まり、障害のある方の自立や社会参加が進みますよう、差別解消に向けた施策を推進していきたいというふうに今考えているところでございます。

本日は、前回同様に、障害者施策推進協議会と障害者差別解消支援協議会。これを合同開催ということで開催させていただきまして、来年度実施を予定しております計画の策定ですね。障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、あるいは差別解消条例の改正に向けまして、その方向性などについてご協議をいただければというふうに考えております。委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提案などをいただきますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○増田障害者政策課課長代理 本日は、施策推進協議会12名、差別解消支援協議会15名の委員の方にご出席をいただいております。静岡県障害者施策推進協議会条例及び障害者差別解消条例施行規則に定めております会議の開催条件を満たしておりますことを、ご報告させていただきます。

また、岩瀬委員、小倉委員、立花委員、西尾委員、三浦一也委員、三輪委員、山本委員に関しましてはWeb参加となっておりますので、よろしくお願いたします。なお、紅林委員、松永委員に関しましては、本日は欠席となっております。

幾つか注意事項を申し上げます。

資料につきましては、事前にお送りしたのから追加になっているものもございます。ですので、Web参加の方に関しましては、これから画面共有をさせていただいて、その画面を見ながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それと、議事に入る前にもう1点お願いですけれども、本日、視覚や聴覚に障害のある方もご出席いただいております。特に、聴覚に障害のある方は手話通訳を見ておりま

す。そこで、発言の際は、挙手をして、議事進行をこれからお願いする増田会長の指名の後、名前をおっしゃっていただいて、その後ご発言をしていただくようお願いいたします。そして、手話通訳が終わったことを確認してから次の発言を始めるようお願いしたいと思います。

それでは、これからの議事につきましては増田会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田会長 増田です。こんにちは。

このところ、フォーラムとかセミナーとか鼎談とか、いろいろなところでお話を見聞する機会が多くなりました。そんな経験を通して1つ思ったこと。それは、障害のある当事者の方々にとってみれば、制度を生かして、制度の中に生きなければ、自分の暮らしが成り立たないと。もとより、障害がある、なしにかかわらず、私どもは制度に生きていますけれども、とりわけ制度の質、そのある、なしによって、大きく自らの生活や人生が変わっていく。これは本当に、最も大事なリアルのところだろうと思うんです。

でも、21世紀に入って、障害者施策の根幹には自立が強調されてまいりました。途中様々に自立の在り方が問われてきましたけれども、どこかで「自己責任」「自助」といったような言葉が取って代わって、本当の意味での自立は何だったのかなという問いがどんどん曖昧になっていったのではないかと。

ところが、途中から「地域共生社会」という言葉が生まれて、「自立」と言わなくても「共生」と言えば何となく関係を語るができるようになりました。でも、自立の上に共生を接ぎ木したとして、果たしてそこからどんな果実が実るのか。そのことを誰しも語ろうとはしません。最近そのことを痛感をしています。自立の上に共生を接ぎ木したとして、その木の中にどのような果実が見えてくるのか。そろそろここはしっかりと議論していてもいいのかなということを、フォーラムやセミナーを通して思いました。

本日も、様々な法改正等を含めた新たな仕組みについてのご議論をいただきます。その意味では、この法改正等を含めた制度の質が、本当に私どもが目指している共生にかなっているのかどうなのか。そんなところもしっかり押さえてご意見を賜ればうれしいなと思います。よろしくお願いいたします。

では、拙い挨拶はともかくとして、この後議事進行を担当させていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず議題の（１）であります。「障害者総合支援法の改正について」。事務局、ご説明をよろしくお願いいたします。

○石田障害者政策課長 障害者政策課長の石田です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の１ページをお開きください。

資料１、「障害者総合支援法の改正」について、ご説明いたします。

障害者総合支援法につきましては、平成25年に施行されましたが、附則で法施行後３年をめどに見直しを行なう旨が示され、平成28年に改正がされました。この法施行後３年の見直しの施行状況を踏まえまして、今回、再度の法改正が行なわれることとなりました。

法改正の内容ですが、２の「改正の主な内容」のところをごらんください。

（１）のところですが、障害者等の地域生活の支援体制の充実。これは、障害者総合支援法、それから精神保健福祉法の改正に関する内容であります。

①、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する方に対する支援や退去後の相談等も含まれることが法律上明確化されました。

②、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされました。

③、県や市町が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにすることとされました。

次に、（２）「障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」についてであります。こちらは、障害者総合支援法、それから障害者雇用促進法の改正になります。

①、就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援を創設するとともに、ハローワークは、この支援を受けた方に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導を実施することとされました。

②、雇用義務の対象外であります、週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者について、就労機会の拡大のために、実雇用率において算定できるとされました。

③、障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企

業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置が強化されました。

次に、（３）「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」についてであります。こちらは精神保健福祉法の改正になります。

①、家族等が同意・不同意の意思表示を行なわない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行なうことを可能とするとともに、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行なうこととされました。

②、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望の下、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行なう入院者訪問支援事業が創設されました。

③、虐待防止のための取組を推進するために、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行なうこととし、また従事者による虐待を発見した場合に県や市町に通報する仕組みを整備することとされました。

次に、（４）「難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化」についてです。こちらは難病法や児童福祉法の改正になります。

①、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期が、申請日から、重症化したと診断された日に前倒しされました。

②、各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、登録者証の発行を行なうほか、難病相談支援センターと、福祉、就労に関する支援を行なう者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が強化されることになりました。

次に、（５）「障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備」についてであります。こちらは、障害者総合支援法、児童福祉法、難病法に係る改正になります。

障害のデータベースや難病のデータベース、それから小児慢性のデータベースについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するために、第三者提供の仕組み等の規定が整備されました。

最後に、（６）「その他」といたしまして、①になりますが、市町村の障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行なうために、都道府県知事が行なう事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みが創設されました。

②としまして、地方分権提案への対応として、居住地特例対象施設に介護保険の施設が追加されることとなりました。

それぞれの施行期日につきましては、資料の3にありますとおり、項目によって異なりますが、基本的には令和6年4月1日となっております。

なお、資料の2ページになりますが、今回の法改正に当たり国が示した資料でありまして、説明した内容を一部補足するものとなっておりますので、また後ほどごらんください。

資料にはないんですけれども、来年度、こども家庭庁が国においてスタートするというところで、いわゆる障害児の関係が、県のほうで来年度以降どういう扱いになるのかというご質問を、先ほど会議が始まる前にいただきました。

国のほうは、その障害児の関係は厚生労働省からこども家庭庁のほうに移管されるわけですが、静岡県におきましては、障害児に関する業務自体は、引き続き障害者支援局のほうで行なうような形になります。

ただ、いろんな補助事業ですとかそういったものが、こども家庭庁のほうに移管される場所がありますので、国庫の補助の関係ですとか、そういった予算的な取りまとめ的のところ。そちらのほうは、県のこども未来局のほうの取りまとめとなりますが、いわゆる対外的な窓口としましては引き続き障害者支援局のほうで担うこととなりますので、ご承知おきください。

私からの説明は以上となります。

○大石精神保健福祉室長 障害福祉課の大石と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、精神保健福祉法の改正について、若干補足という形で説明をさせていただきます。資料のほうは、2-2という横のペーパーをごらんいただければと思います。よろしくお願いいたします。

資料の2-2の「医療保護入院の見直し」といったことで紹介をさせていただきます。

こちらの「現状・課題」といったところにありますとおり、精神疾患のある方は、症状の悪化によって判断能力そのものが低下をしてしまうといった特性もあることから、入院医療へのアクセスを確保するためにも、本人の同意が得られなくとも入院につながるができる制度として医療保護入院制度といったものがございます。この医療保護入院は、本人の同意がなくとも、そのご家族等が同意をすれば入院が可能となる制度でございますが、そのご家族の同意が得られないがために入院医療につなげることができ

ないといったことも課題とされているところがございます。

資料の「見直し内容」の欄をごらんいただきますと、これまでは、家族等がない場合に限って、市町村長の同意があれば入院が可能としていたものを、今回の改正法の中では、ご家族等がいる場合であっても、そのご家族が同意・不同意の意思表示を行なわない場合には、市町村長の同意による入院といったものを行なうことができるとされているものがございます。

入院の期間についてでございますが、これまでは定めがなかったものを、最長で6か月ということで入院の期間を定め、入院期間を延長するに当たっては、一定期間ごとに、その入院の要件の確認を行なうこととされております。

入院前から退院までの流れのイメージ図が中段に記載されておりますけれども、それぞれ「入院の要件」「入院時の手続」「入院後の手続」、最後に「退院に向けた支援」といったことで、それぞれ改正事項が記載されております。また後ほどごらんいただければと思います。

また、イメージ図の右下のところに「本人の希望のもと『入院者訪問支援事業』を実施」ということで記載がございますが、こちらは、今回の法改正に伴いまして、新たな取組ということで規定されているもので、国の補助事業ということで来年度から実施されるものとなっております。

次の資料の2-3をごらんください。

3-②「『入院者訪問支援事業』の創設」といったものがございます。

こちら、「現状・課題」にありますとおり、医療保護入院の患者さんは、医療機関以外の人との面会ですとか交流の機会が特に途絶えやすくなるといったことから、孤独に陥ったり、退院に向けて前向きな気持ちを持ちにくくなるといったことで悪循環になってしまうことが危惧されているところがございます。このために、主に今回、市町村長同意の医療保護入院者を対象にして、外部の方との面会交流の機会を確保するシステムが制定されたところがございます。

中段のイメージ図のところにありますとおり、この事業では、精神科病院に入院する患者さんが希望する場合に、訪問支援員といった方を病院のほうに派遣をしまして、本人のお話を聞き、入院中の生活の相談に応じると。あと、それに加えて必要な情報提供を行なうといったことを、この訪問支援員さんが担うということになっております。都道府県では、この訪問支援員を養成するための研修を実施し、研修修了者の方を訪問支

援員として任命をして、入院患者さんの希望に応じて派遣をするといった支援体制を考えておりまして、こちらを精神科病院の皆様の協力を得て体制整備することになります。この事業を通じまして、患者さんの孤独感ですとか自尊心の低下を軽減して、権利擁護を図るといったことを目的として実施されることになっております。

県でも、国でこういったものを事業化するといったお話がありましたので、来年度予算の中でこの事業に着手することを予定しております。来年度は、まずはスキームの構築ということで、関係の皆様にお集まりいただき検討していったり、あとは関係機関への周知ですとか訪問支援員の募集などを行なって、本格的な取組は令和6年度からということで今のところ考えているところでございます。

続きまして、次の資料の2-4をごらんください。

表題が「精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進」といったものでございます。

今回の精神保健福祉法の改正では、精神科病院内での虐待防止に関して新たに規定がされることとなりました。

左側の「見直し内容」の欄に記載されておりますけれども、改正法の中では、病院の管理者に対しまして、従事者の研修ですとか相談体制の整備など、虐待防止のために必要な措置の実施を義務づけているところでございます。

また、病院の従事者による虐待等の行為を発見した場合には、速やかに都道府県に通報することも義務づけているところでございます。この通報を受けた都道府県では、病院に対して報告を求め、調査を行ない、その結果によっては病院に対して改善命令等を行なうことができるということになっております。

先ほども挨拶の中でありましたとおり、年末から、沼津と南伊豆のほうでこの不適切な事案といったものが報告をされ、マスコミの報道でも既に承知されていることかと思っております。県では、年末からこれまで、病院に対する調査を継続して実施しておりまして、関係書類の確認ですとか、あとは病院従事者の方、入院患者の方々、多くの方々からお話を聞くようにしております。

この中では、病院から行政に対する報告が遅れたということで、厳しい指摘を受けているところでございます。実際には、この法改正——現状の法律では、行政に対して報告しなければならないということにはされていないんですけれども、何かあったときには行政に報告していただきたいということで、これまでにもお知らせをしてきたところ

ではございました。

この2件の事案を県のほうで把握した後に、県から全ての精神科病院さんに対して、「虐待等を病院で把握した場合には速やかに県に報告をしてください」ということ。あと、それに加えて、「障害者虐待防止法に基づく虐待防止の措置を病院内で取ってください」ということを依頼しているところです。

あとそのほかにも、「県のほうで実施しています虐待防止に関する研修を受講してください」ということですか、あと、各病院のほうで取り組んでいる虐待防止の取組についてアンケート調査を実施しているところでございます。今、アンケートについても集計しているところでございますけれども、よい取組をされているところは横展開して県内全体に広めていきたいというふうに考えているところでございます。

精神保健福祉法の改正については以上となります。よろしくお願いいたします。

○増田会長 では、今事務局よりご説明くださいました支援法の改正。そして、特に後段のところでは精神医療に関わる改正のご説明をいただきました。

既にこの法律の改正については、皆様方を含めて、様々なところで賛否も含めて議論のあるところというのは、もう言うまでもないんですけども、それぞれのお立場でご意見をいただけるといいかなと思いますが、どうでしょうか。どなたか最初に口火を切ってくださいと、後、展開がしやすいんですけども、いかがでしょうか。

○金原委員 県の人権同和対策室、人権啓発センターの金原でございます。いつもお世話になっております。

今、精神科病院における虐待のお話があったわけなんですけども、精神科病院以外にも、昨年度、県内で虐待の事例などがあって、実は昨日、うちの人権のほうの人権会議というのをやらせていただいて、その中で、特に子供の人権のほうの話で、虐待のほうの対応などのお話をしたんですけども、その中で委員の中から、「その虐待をした職員の特有の問題というものではなくて、これは構造上、もう起こるべくして起こってしまった」と。

「人材の不足とか労働環境の問題も大きい」という意見をいただいて、「ぜひとも対策については、そういう部分も念頭に置いて進めてほしい」というお話がありまして、まさに私どものほうで、それが抜けていたわけじゃないんですけども、やっぱりそこを見逃してしまうと、本当に根本の部分が抜け落ちてしまうということを感じかされたようなところがございますものですから、ぜひそういうところを——申すまでもないことだとは思いますが、気にとめて対策のほうを進めていただければと思います。

○増田会長 ありがとうございます。

こういった虐待等の事案が起こるたびに、どうしようかという議論がいろんな角度からなされていきますけれども、じゃ、それが次の一手としてどう具体化するかというあたり。いつもそのあたりで消えしまうといいたいまいしょうか、見えなくなってしまうということはあるかなと思うんですが。

ご発言くださいますでしょうか。

○三浦（曜）委員 すみません。私は、精神疾患を持った患者の家族、親なり兄弟なりのところでできている連合会のほうから来ています。

実際自分自身も、子供の入院をもう何度も体験しているんですが、親がある程度年齢的に、50代ぐらいまでですとしっかりと対応できるんですけど、子供の発症が、大体高校とか大学へ行った頃から、社会とのギャップで精神の病気を発症する人がすごく多いので、子供の年齢に合わせて、50代、60代から始まるんですけども、それからずっと長い間の治療に対応するんですが、今「5080問題」が出ていますよね。当事者が50歳のとき、親はもう80だと。それが、今家族会の中で話し合われていることは、「6090問題」だと。今その状態になってきているんですね。もう本当に当事者のほうは60代。そうすると親は90代なんです。

そうすると、本当に入院等のことに対して対応する力が、若い頃のようにはいかないものですから、ここで市町村のほうの同意によって医療保護入院と。もう本当に具合が悪いなど分かっているけど、それに対してなすすべがないというか。80代、90代になると、もう体力的な問題とかいろんなことがあって、ご本人が認知の状態になっている場合もあるので、こういう制度ができることは本当に助かるなということが今家族会の中でも話題になっていますので、ぜひ施策に向けて頑張ってくださいなと思っています。

○増田会長 ありがとうございます。

せっかくですので、関連してご発言ございませんでしょうか。

議長があまり発言してはいけないんですが、私、県の身体拘束防止の委員会を3年ほど務めました。最初の2年は、もうそれこそ時間を忘れて、医療、保健、福祉、介護のそうそうたる皆さん方がこの議論をされるんですけど、どこかで「やむを得ない」「身体拘束やむなし」というところでよく話が終わりました。

3年目になったときに、このままの議論を続けていてももう仕方がないので、ではどうするかといったときに、現状を変えるという手だてをなぜ専門職は議論しないのかと。

先ほどの労働環境というふうなことは、皆さんそうおっしゃいます。看護も介護も。けれど、実際にそこで働く専門職の方々が、どうすれば身体拘束をしなくてもいいような介護、看護ができるのかという議論がなぜ現場から起こらないのかというのも、3年目になってやっとまともな議論になりました。

試されているのは、例えば行政が「解消します」「通報してください」と言っても、今だって福祉指導課がその役目を持っていたとしても、失礼ながらかなり中途半端です。つまり、行政としての限界というのは、改善命令を出すことはできても、実際にそこに、それを改善すべく手だてをしっかりと注入していくような専門職の支援というのはないんですよ。そうすると、その虐待や身体拘束は現場任せになっているわけですよ。「自ら変えなさい」と。だけど変わるはずがないです。

じゃ、行政指導があったから変わるのか。つまり第三者評価や外発があったから変わるのかと。それもまた限界ではないですか。そうすると、内発的に変えるというのは、どういう手だてがあれば内発的に変えられるのか。それこそ多くの専門職の方々が知恵を集めて議論しなきゃいけないと。先般、3年目の議論はそのあたりで終わったんですね。

今行政として、ここでは「指導権限を持って行ないます」とおっしゃる。行なわれた後、反省文が出された——反省文とはいませんが、例えば反省文が出されたとして、本当に構造的な問題が解決するというふうに思われますか。私はそうは思わないんですよ。

精神障害の方もそうですけど、いたいけな0歳、1歳の子供たちが虐待を受けるなんていうのは、これほどに問題がクローズアップしたから私たちは今深刻に受け止めますけど、今までだってあったはずなんですよ。だって、第三者評価を入れたのは、香川県の認可保育園の園長が子供さんを踏みつけて殺した事件からですからね。それで「保育園、幼稚園にも第三者委員を入れろ」という話からですよ。あり得ないことが起こったと。

だから、この虐待防止に向けた取組の一層の推進というのは、行政の力だけで解決することではあるまいと私は思うんですが、皆様方はどう思われますか。すみません。長々としゃべってしまいました。いかがでしょう。

○大石委員　じゃ、今のに関連してよろしいですか。

○増田会長　はい、どうぞ。

○大石委員 大石といいます。よろしく申し上げます。

今増田委員長のお話にあったことに関連するんですが、実は昨夜、ある社会福祉法人の虐待防止委員会の第三者委員ということで参加をしまして、1年やってきて、すごく現場からの声が反映されるようになってきて、いい傾向だなというのは思ったわけですけれども、その中で、その法人の委員の人たちは意識的な人たちで、やっぱりその中には、それぞれの事業所にいろんな職員さんがいらっしやって、いくらいろんな話をしても、なかなかやっぱり反応が返ってこない人たちも複数いて、そこの部分が本当に、何ていうかな。前へ進まない1つの要因なんだということが話題になりました。

また別の法人さんにも行かせてもらっているんですが、やっぱり事例検討を細かく丁寧に行っていく。そこに本当に全部の職員が、どういう形か——少しグループ分けしてもいいですけれども、やって、それを繰り返していくことで、ちょっと職員全体が変わっていくという手応えを感じていて、そういう現場の末端のところまで浸透するような手だてをきちっとやっていくということがすごく大事なことだなと。そういう中で、専門的な話とか権利擁護の話を織り交ぜながら進めていくというね。「ああ、そういうことか」というふうに分かっていただくような、「そんな取組をもう少し続けたらどうですかね」ということで、昨日も最後、話合いが終わったわけですけれども。

あとは、やっぱり僕は、現場の明るくてポジティブな雰囲気はどういうふうに維持していくかということなんかも、昨日の話合いの中ですごく大事なことだなというようなことも感じさせていただきました。

すみません。何か余談のようですけれども。申し上げます。

○増田会長 そんなことございません。余談ではありません。

第三者委員の働き方、それから事例検討を通して、本当に現場が抱えている個別具体で複雑化したニーズ、あるいは複合的な問題。これに対してちゃんと協働で取り組めるといった姿勢や土壌をつくっていかないと、加害者だけを処罰しても、実際には体質は変わらないということなのかもしれません。

ほかにご意見ございますか。今度の改正の内容についてでも結構でございますが、いかがでしょう。

話題としては、就労選択支援、つまり就労アセスメントということだとか、それから先ほども話題になりましたが、市町村長の同意による医療保護入院は是か非かと。この辺は、もう既に様々なところで議論があるところだと思ったんですが、皆さんのほうから

何かございませんでしょうか。

○山本委員 2点あるのですけれども、まず1点が、先ほど障害者の施設などにおいて事例検討を重ねてということがあったのですけれども、ちょっと身近に最近思うことがあります。私がやっている事業所の隣は障害の施設なのですけれども、やはり言葉遣いが、「これって暴力的なんじゃないの？子供に対して」というようなこともあったりして、それを施設長や上の方に言うと、「ちゃんと研修をしています」と言われます。それは、多分社内研修だけを行っているから、その狭い中でやっていらっしゃるから、それで「研修した。じゃ、よし」といって、その繰り返しを行なっていると思うのですけれども、そういったところで、やはり第三者委員会ができて、さらにそこからもうちょっと違った研修のやり方を考え、専門家という方に入っただかかないと、社内だけで、身内だけで、仲間だけでやっても全然進まないなというのを去年からすごく感じているところが1点です。

それからもう1点なのですけれども、「改正の概要」の1番のところで、生活支援拠点の整備ということで、「市町村の努力義務」とあります。昨日も育成会の理事会があったのですけれども、とにかくこれに対して、中部、西部はとても進んでいます。東部は遅れております。また、東部の中でも、熱海、伊東、下田。伊豆半島が全く後れを取っているということで、私も何回か市に足を運んで「どうしてできないのですか」というのを聞いてもきました。そうすると、一応努力義務として「ショートは使えるようにした」とか、そのぐらいの回答しかありません。ですから、これを努力義務で終わらせていったら、いつまで経ってもこの伊豆半島というのは「社会資源がないから」で済まされてしまい、それではいつまで経ってもできていかない。この「努力義務」という言葉がどうなのかなというのをちょっと感じました。

以上です。

○増田会長 池谷様、何か関連してご発言はないですか。何かおありになるようなのが今伝わってきたんですが。

○池谷会長代理 その、今の話の基幹相談支援センターと支援拠点の努力義務というところですが、本当に自分もそう思っていて、私が勤めている施設の所在地の沼津でさえ、やっぱりショートステイですが、行動障害があったり、介護度が高い場合、受入れができない時があります。そういうところもまだまだあるけれども、その辺の改善がされていない現実があります。

それと、さっきの虐待の部分の話をちょっとさせていただきますと、かなり研修はされてきているとは思いますが。最初の頃は、障害者観ですよ。職員一人一人が、持っている障害をどう見るかというところから議論が始まったりして、医学モデルで見ているとか、パターンリズムで見ているよとか、そういう議論が最初の頃はあって、その次に、やっぱり支援スキルがないんじゃないかという話になってきて、それで強行研修なんかも国が率先してやるようになったりとか。

今自分が思っているのは、さっき環境という話が出ましたけれども、やっぱり世の中効率で進んでいるじゃないですか。そういう中で、夜間なんか特にそうですが、うちの入所施設でも、2人しか夜勤者がいません。そうすると、効率と本人主体とのバランスといいますか、どちらかに重きを置かなければいけない時がでてきます。本当だったら、じっくり待ってあげて、お風呂なんかもゆっくり入ってもらいたいとかと思うけれども、職員数が少ないと、どうしてもせかしてしまう。さっき山本さんが言っていたように、どうしても言葉が荒くなってしまう。「早くやれよ。次が待ってるんだよ」みたいな話になってしまう。ですので、そんな場面をイメージしながらみんなで議論をし始めています。この場面の時にはこんな対応をしていこうみたいなものを事前に作ることで、乱暴な対応や言葉遣いが減っていくのではないかと期待しています。

そうすると、とどのつまり、やっぱりその環境というところになるけれども、私はよく職員にも言うのですが、「虐待防止法も法律、労基法も法律。両方守っていくことをしていかなければならないね」と。特にこの求人難ですので、労基法を守っていくということも今大事になってきています。私は40年前にこの世界に入ったけれども、そのときには、何か人のお手伝いをしたいなど。ボランティアは当たり前という世界で入って、それが働く動機になっていたけれども、今そういう若手の人はあまり多くないかなと思っています。職員会議でも堂々とそういう意見を言っちゃいけないというわけじゃないんですけども、そういう発言をする方も増えてきていますので。そうすると、両方のバランスをよくしていかないと、求人難の火に油を注いでしまうみたいなどころもあるというふうに思っていて、これから福祉をやっていく現場の人は本当に大変だなと、そんなふうにも思っていますので、やっぱり人を増やしていく。今それが難しい時代にもなっている。ただ、制度的にも増やしていったらいいなと。

今度また、何か男子の育休を一定規模の会社で認めるという話も出ています。本当にありがたいことですね。でも、そのとき現場ってどうなってしまうのだろうと思います。

そのときに、基準を満たさなくてもペナルティーを科さないでほしいなど、そんなふう
に思ったりもします。それが今の現実。現場の課題ですかね。そんなふう
に思っています。

すみません。長くなりました。

○増田会長 ありがとうございます。

西尾先生、手を挙げてくださいましたでしょうか。

○西尾委員 すみません。虐待の話の関連で、ちょっと私は現場を知らないんですけれど
も、現場の方々が一生懸命頑張っているのは重々分かっています。

ただ、残念ながら起こってしまったというこの虐待なんですけど、殴る蹴るだったら
分かりやすいかなと思うんですけど、そもそもこれが虐待に当たるのかというのが非常
に悩ましいケースもあると思うんですけども、そういった場合に、どういったものが
あれば虐待なのかということ非常に迷われるかと思われま。弁護士なんかは、やっ
ぱり職業柄、「こういう事実があれば、こういうことがあったんだな」ということの
訓練を日々積んでいるわけですので、弁護士会と連携していただいて、虐待の認定を、
積極的にと言ったらおかしいかもしれないですけども、どんなことが起こったのかと
いうのを認定するために、専門職支援として弁護士を検討していただければなというの
がまず1つです。

あと、先ほどの社内の研修しかないというようなお話の関連でも、弁護士会でもそう
いう——今回の沼津の件でもそうですけれども、関連する機関と一緒に勉強会をやった
りですとか相談会をやったりだとかということもしていますので、第三者として法律知
識のある人間に研修していただきたいというご希望があれば、弁護士会にご要望いた
だければと思います。若干営業めいて恐縮ですけども。

あともう1つ、ちょっとこの虐待の話じゃないんですけど、家族の同意がない場合に
も市町村長の同意で医療保護入院をするというのは、ちょっと私としては否定的に考
えています。というのも、そうなってくると医療保護入院がどんどん拡大していくわけ
で、今はやっぱり強制入院というのはできる限り廃止していこうというのがスタン
ダードですので、今回法律改正がありましたけれども、運用としてはやっぱり謙抑的にな
さるべきではないかと考えています。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

前段のお申し出は大変ありがたいことです。

後段のほうは、ご承知のとおり、国連の改善勧告を受けた日本の立場からすれば、この法律は逆行しているという批判は当然出てきているわけで、「運用でちゃんと権利を守ればいいじゃないか」と。でも、いつも私どもは運用のところで議論をしてなかなか決着がつかないの。今議論になっている虐待の問題もそこで、運用の問題ですよ。人手がないとか、労働環境が云々と。これも1つの運用の在り方なので。そういう意味では、運用で改善できるという見通しもまた、ある場面では「甘い見通しなのかな」と言われても仕方がないなど。

でも、それを現場の専門職の方々の力量だけでこなせるかというところで、今池谷様や皆様のご発言もあったのかなと思います。掘り下げれば掘り下げるほど、たくさんの尽きない議論になるだろうということは当初思っておりました。とはいいまして、議題が4つございますので。

今の西尾先生のご発言もそうですけれども、いろんな立場の皆さんで一度テーブルを囲んで、やっぱりそこでそれぞれの課題を出し合って議論するような機会があったほうがいいのかなど。現場の職員さんたちだけの議論になってしまっただけでは、またこれは内々の議論になりますし。

第一、苦情等も私は対応していますが、実は、せっかく通報していただいて、「じゃ、現場に入ろうか」と思うと、「いや、困る」と。「首になったら困ります」というのが必ず出てくるんですよ。「いやいや、それは守られます」と言っただけで、それはこちらの建前の都合だけなので、せっかく通報してくださっても、「確かにこれは虐待だよね」といっても、なかなかそここのところに入り込むというのは、まだまだ成熟していないなど。システムや制度が成熟していないという言い方は変ですけど、そういうこともふと思うことが多々ありますね。

では、今回の改正についてはここまでにいたしまして、2つ目の議題に移りたいと存じます。「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について」ということで、よろしく願いいたします。

○石田障害者政策課長 障害者政策課長の石田です。私のほうから、議題の2つ目を説明させていただきます。

お手元の資料の3ページをお開きください。

資料2、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定」について説明いたし

ます。

2の「計画の位置付け、内容等」の中央の表をごらんください。

本県では、障害のある方が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるように、3つの計画を策定しております。

1つ目は、表の左側ですが、障害者計画で、障害者基本法に基づき、基本理念や基本目標など、本県の障害者施策の方向性を定めたものであります。

2つ目、3つ目は、表の右側になりますが、障害福祉計画及び障害児福祉計画で、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づきまして、施策の目標の実現に向けた成果目標や活動指標を定めたものでありまして、実施計画としての位置づけとなっております。

この3つの計画を合わせて「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称しておりますが、令和5年度は、このうち、表の右側にある障害福祉計画及び障害児福祉計画について、令和5年度が計画の最終年度となりますことから、来年度中に新たな計画を策定いたします。

3ページの下段の表には、来年度の大まかなスケジュールのほうを示しております。

計画は、市町の単位、それから圏域の単位、県の単位それぞれで作成をいたしますが、基本的には、市町の計画に記載される数値の積み上げが、圏域の計画や県の計画に反映されていくこととなります。5月頃に、国から基本計画のガイドラインとなります基本指針が示される予定となっており、その後、市町への説明会を経て具体的な計画策定の作業に入っております。

皆様には、資料にありますとおり、来年度、3回の開催を予定している本協議会の場等でご意見を伺えればと思っております。

また、各市町で計画策定をする際にも、皆様の所属の団体のほうにご協力の依頼があるかと思えます。策定する計画がよりよいものとなりますように、可能な限りご協力をいただければありがたく思います。

お手元の資料の4ページのほうをごらんください。

先ほど申し上げたとおり、国の基本指針はこれから示されることとなりますが、令和5年の2月に開催されました国の社会保障審議会の障害者部会におきまして、この基本指針の案が議論されたことから、その資料を転記するような形で、成果目標を中心に、現在想定されている内容をお示ししたものであります。

成果目標のうち、①「施設入所者の地域生活への移行」から、⑦「障害福祉サービス

等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」までの7つの項目については、現在のものからあまり大きな変更はありません。

一方で、各項目を見ますと、③「地域生活支援の充実」のところでは、強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において支援ニーズを把握して支援体制の整備を進めることですか、あと④のところですね。「福祉施設から一般就労への移行等」では、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の5割以上とするなど、新規の項目が複数追加されています。来年度は、国の指針を踏まえつつ、市町と協力しながら計画を策定してまいります。

先ほど山本委員のほうからもお話がありましたとおり、この項目の中に、地域生活支援拠点とかそういったところもございますが、なかなかやはり資源がないとできないというお話もあったかと思えます。ただ、いろいろ目標として掲げていく中で、いろんな作り方として、1つの大きな拠点をつくるというような選択肢だけではなくて、複数の面的な整備などもありますので、ある程度、各市町のほうで少しずつでもこういったものをつくり上げていくというような形で議論が進むように、県としてもお願いしていきたいと思えますので、皆様のご協力のほうをよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○増田会長 事務局のほうから、2つの計画の策定についてという内容のご説明をいただいたところであります。皆様のほうからお気づきの点があれば、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○池谷会長代理 すみません。①の「施設入所者の地域生活への移行」というところで、5年か6年ぐらい前に、500人ぐらいの入所施設待機者がいるという話を聞いたことがあったんですが。

○増田会長 1,000人を越えたという話でしたね。

○池谷会長代理 今はもう1,000人を越えているんですか。1,000人を越えている中でこういう形が出てくると。先ほどの、国連のあれですかね。グループホームですら、何か「ちょっとまずいんじゃないか」みたいな評価のされ方をしていますよね。そういう中で、やっぱり日本というか静岡県としては、その辺のところを数値的にどうしていくのかなというところがすごく気になるところです。

○増田会長 当時、その希望者が1,000人を越えたというので県のほうで委員会を構成され

て、かなり熱心な議論が3～4回行なわれました。蓋を開けて調査をしてみると、もうある程度の年齢がいつ「8050問題」が来たところで入所希望かなと思っていると、実は中身的にはかなり若い人たちが希望していると分かったので、それが何かカルチャーショックでしたね。

本当にいろんな議論がある中で、その方々が本当に地域生活を安心して組み立てていけるような環境や条件をこれからどう組み立てていかなきゃいけないのかという議論もあったかと思うんですが。何か石田様のほうでご説明があるでしょうか。

○石田障害者政策課長 障害者政策課の石田です。ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、昨年度末ですかね。やはり1,000人を超えるような待機者の方がいらっしやると。実際にその待機者の方々が、先ほど会長がおっしゃってくださったように、どういう状態なのかというようなところを、県のほうでも分析とかを始めているところでは。

計画の中では、かなり国のほうも、やはり「地域移行」というキーワードで何年もやっているところもあるものですから、そういった中で今のところこういう指標が示されているということですが、県のほうとしましても、やはりグループホームの整備ですとかそういったところを進めつつ目標設定をしていくというのが従来の取組かと思えますけれども、国のほうの指針をよく見ながら、ちょっとその辺、また実際の待機者の状況なんかも勘案しながら計画のほうをつくっていかねばと。

今のところ、すみません。まだあんまり具体的なことはないんですけど、そんなふうに感じているところです。ありがとうございます。

○増田会長 そのほか、今ご説明のあった、計画の概要について、ご意見ございますでしょうか。

小倉様、お願いいたします。

○小倉委員 私、静岡県聴覚障害者協会の小倉といいます。私は耳が聞こえませんが通訳を介しています。よろしく申し上げます。

成果目標の⑤の3番目です。難聴児支援というところがあります。私たちは聴覚障害者の協会ですので、このところが気になっております。当事者団体との関わりがあるのか。それから教育の専門家との関わりはあるのか。医療関係者との関わり。この3つ。どなたと一緒に計画をつくっていくのかというところが気になっております。そこを質問したいです。

○増田会長 ありがとうございます。

5つ目の体制整備について、難聴児支援というのが出ておりますので、そこについてはいかがでしょうか。当事者団体との連携、そして専門職及び医療関係との連携という3点。このあたり、どんなふうなイメージで実際お考えなのかというのがあれば。また詳細がこれから議論されていく中で、しっかり小倉様の団体と連携していくことになっても構わないと思うので。

○小倉委員 すみません、小倉です。

補足で。私たちは、聴覚障害者協会といいますが、手話が専門の団体なんです。手話を言語とする団体です。難聴児の場合は、静岡県中途失聴・難聴者協会という別の組織があるんです。そちらのほうが専門性が高いかなというふうに思っております。手話を言語とする団体と分かれていると思っております。今回の難聴児の場合は、難聴者協会が合っているというふうに考えております。

以上です。

○石田障害者政策課長 障害者政策課長の石田です。ご質問ありがとうございます。

詳細なところは、こちらのほうで今申し上げられないところで申し訳ないんですけども、計画の策定自体は、同じ部内のこども未来局のほうでやるような形になると思います。そういった中で、実際にそういう国のほうが求めているような計画策定に必要なメンバーを集めていくような形になろうかと思っておりますので、こども未来局のほうの計画の策定をする際に、またいろいろとご意見とかを聞かせていただければと思います。

○小倉委員 小倉です。分かりました。

○立花委員 立花ですけれども。

お聞きしたいんですけど、前回のとき、この障害者計画、「ふじのくに障害者しあわせプラン」をつくるときに、障害当事者へ結構大がかりな調査をしたと思うんですけども、次回については、そういう予定等は考えていらっしゃるんですか。

以上です。

○増田会長 その点はいかがですか。

○増田障害者政策課課長代理 障害者政策課の増田と申します。

調査というのは、現計画が第6期障害福祉計画になります。第6期障害福祉計画は令和2年度から令和5年度までになりますので、令和3年度までの実績につきまして、令和4年度の春に実績の確認調査というのをさせていただいております。

以上になります。

○立花委員 ちょっとよく分からないんですけども、聞き取りにくいところもあったわけですけど、要は実績の確認のための調査を令和3年にしたということなんですか。

○増田会長 そうですね。今のご回答はそうです。

○石田障害者政策課長 来年度策定する障害福祉計画、それから障害児福祉計画については、いろんな市町村の計画の積み上げで策定するという形になっているので、基本的に、大規模なアンケート調査というものは、この計画については実施しないと。

ただ一方、令和4年度に策定をしました、先ほどの説明の障害者計画のほうですね。そちらのほうの計画を策定するに当たっては、アンケートというんですかね。調査を実施して、その内容を計画に反映しているという形になります。

というお答えでよろしいでしょうか。すみません。

○立花委員 今の石田課長さんの回答で了解しました。ありがとうございます。

○増田会長 では、こういった計画が、これから個別具体に移っていくわけでしょうけれども、特に精神障害のときの地域移行、地域定着もそうだったんですけども、初めに数字ありきで、何とか数字のつじつまを合わせるというのがあったように思うんですね。もちろん数字というのは目標値ですから、それをしっかり実現していくというのは大事なことであると同時に、その実現の過程の中で、当事者、ご家族が、その新たなサービス、あるいはシステムの中で、どのぐらい本当にその計画の——恩恵と言うと変ですけど、計画をしっかり受け止めてくださっているのかどうか。ここらあたりは、ぜひ気にしながら進めていただきたいと。ここが基本かなというふうに思います。

では、次の議題に移りたいと存じます。「令和5年度障害者支援局施策の概要について」ということで、お願いをいたします。

○石田障害者政策課長 引き続きまして、障害者政策課の石田です。私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料の5ページをお開きください。

資料3、「令和5年度障害者支援局の施策の概要」について説明いたします。

5ページは、令和5年度に障害者支援局で所管する事業の予算を、障害者支援局の施策の体系ごと整理したものになっております。

6ページの最下段に「計」の欄がありますが、こちらは障害者支援局の予算の総額となっており、令和5年度当初予算は約244億8,300万円であります。これは令和4年度と

比較すると約4億7,100万円の増、割合でいいますと約102%となっております。このうち主な事業について、次ページ以降の資料で順に説明いたします。

7ページのほうをお開きください。

資料3-2、「障害のある人への心づかい推進事業費」についてです。

障害を理由とする差別を解消するため、引き続き、ヘルプマークの普及、「声かけサポーター」の養成、また合理的配慮の理解促進に取り組んでいただいている団体等への助成などを行なってまいります。

来年度の新規事業といたしましては、民間事業者に対する合理的配慮の提供の理解促進を図るために、民間事業者向けの説明会を開催するなど、周知啓発に取り組んでいくこととしております。

8ページをごらんください。

資料3-3、「障害者就労総合支援関連事業費」についてです。

一番上の「ふじのくに福産品応援事業費」に記載のありますとおり、来年度から新たに福産品購入企業等の認定制度を創設いたします。SDGsに関する取組として、企業、団体名を公表させていただくとともに、県における入札で優遇するなどのメリットを設けることによりまして、多くの企業、団体の皆様に福産品を購入していただき、工賃の向上につなげていきたいと考えております。

そのほかは、今年度に引き続きまして、販売促進を目的としたブランド認定、障害者働く幸せ創出センターにおきます、企業と障害事業所の発注の仲介、農業分野への参入を促す農福連携の支援などにより、障害のある方の経済的自立に向けた工賃向上に取り組んでまいります。

資料の9ページのほうは福祉課のほうからですかね。

○佐野身体障害福祉班長 障害福祉課の佐野でございます。「障害者総合支援法関連事業費」についてご説明いたします。

資料は9ページ、資料3-4をごらんください。

障害者自立支援給付費負担金169億5,500万円は、障害のある人の自立した生活を支援するため、市町が実施する介護給付、訓練等給付及び相談支援給付等に係る費用の一部を負担するものでございます。

次に、障害者地域生活支援事業費6億6,500万円は、障害のある方の地域生活を支援するため、県事業として、専門性の高い相談支援、あるいは意思疎通支援の従事者の養成

研修事業等を実施するほか、地域において相談支援事業、日常生活用具給付等事業を実施する市町に対して助成するものでございます。

○石田障害者政策課長 続きまして、表の最下段のところですか。障害者総合支援法施行運営費についてであります。

障害者総合支援法の円滑な施行のための経費でありまして、本協議会の開催に係る経費や、障害者差別解消に係る専門相談窓口の設置など、障害者差別解消条例の運用に係る経費を計上しております。

○大石精神保健福祉室長 それでは、資料の10ページ、資料3-6になります。「自殺対策関連事業費」ということで資料のほうには掲載させていただいております。

自殺総合対策行動計画といったものを県では持っているんですけども、今年度末がこの第2次の計画の期限ということもありまして、今年度、新たなこの自殺対策行動計画を策定しているところでございます。自殺対策連絡協議会といったものがございまして、そこでの協議、意見交換、そして精神保健福祉審議会でもご意見をいただきながら、パブリックコメントを実施して、今年度末に公表する予定でおります。

昨今の課題ということで、静岡県の自殺者数等々の分析をしましたところ、課題というものが見えてきてまして、若年層、女性の自殺死亡率といったものが、このコロナ下において少し高まっているということ。あとは40歳代、50歳代の自殺者といったところが多くて、あと独り暮らしの方といったところが、やはり人数的に自殺死亡率も高いといったところが課題としてありましたので、これら4つの重点施策の方向性といったものを定めまして、新たな行動計画を策定したところです。

一応紹介させてもらいますと、子ども・若年層・女性支援をさらに充実させていくといったところが1つ目。2つ目は、勤務労働問題への対策ということで、働き盛り世代の方々に向けた支援も必要だといったところ。あとは3つ目に、悩みに応じた相談体制といったものも、各世代の方々に応じた体制を取っていく必要があるということ。4つ目には、孤独・孤立対策。こういった施策をそれぞれ個別に進めておりますので、そことの連携が必要だといった、この4点を重点施策ということで、新たな自殺対策行動計画を策定したところでございます。

すみません。前置きが長くなってしまったんですけども、10ページのところにありますけれども、相談体制の確保といったところでは、一番上のところにあります「若者こころの悩み相談窓口の設置」ということで、24時間365日に対応しているところでご

ございます。

そのほか、上から3つ目の「こころの電話相談」ですとか「いのちの電話」においても電話相談を対応していると。

あと、一番下のところにありますけれども、LINE相談といったところがございます。こちらは、若年層にとっては電話よりもLINEのほうが取っつきやすいといえますか、相談の手段としてはこちらも用意をしておくといったところをやっております。

このほか、「人材養成」ということで、ゲートキーパーの養成研修ですとか、あとは自殺未遂の方に対する支援といったものも大事だということで、これらの体制を取っているところでございます。

そのほか、「普及啓発」ということで、「自殺予防週間」ですとかキャンペーン。こういったところを中心にして普及啓発を図っていくといったところで予算を措置しているところでございます。

以上でございます。

○佐野身体障害福祉班長 障害福祉課の佐野でございます。続きまして、「医療的ケア児等総合支援事業費」についてご説明します。

11ページ、資料3-5をごらんください。

医療的ケア児等総合支援事業費2,070万円は、医療的ケア児等とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等支援センターを運営し、当事者等への相談支援、専門人材の養成、関係機関との連携体制の構築等を実施するものでございます。令和5年度におきましては、資料に太字で示した内容について新たに実施することとしております。

医療的ケア児等支援センターの運営におきましては、新たに教育等に精通したアドバイザーを配置して相談支援体制の強化を図ります。具体的には、医療、福祉、教育等の関係機関が連携できる体制の検討。そして、医療機関、学校等での出張相談への同行により相談体制の強化を図ります。

医療従事者向けの障害福祉事業の研修会につきましては、看護師、リハビリ職等の医療職の方を対象に、福祉分野の制度などを知っていただき、医療と福祉の両面から当事者やご家族の生活の支援を充実させることを目的に実施するものでございます。

医療的ケア家族向けの家族交流会は、当事者家族が日常生活の悩みやその解決方法を共有することを目的に開催するものでございます。

看護師等の情報交換会は、福祉事業所、保育所、普通学校等で医療的ケア児等の支援を行なう看護師が、支援において抱えている課題や対応方法などを共有し、連携体制づくりを図ることを目的に実施するものでございます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○増田会長 ありがとうございます。

県の支援局のたくさんの事業の中で、特に皆様方にご意見等をいただきたい項目が、幾つか今詳しく説明がなされました。どこからというわけではありませんが、皆様方のほうでご意見がありましたら、どうぞお願いたします。

○大石委員 大石です。ご説明ありがとうございます。

1つ、数年前から気になっていることがありまして、自殺対策のところで、静岡県の分析をされたということで、女性が多かったりとかというご説明があったんですが、数年前から、やっぱり十代の自殺というのがずっと話題になってきていると思うんですけども、静岡県の場合には、その辺はどういう状況にあるのか教えてください。

○大石精神保健福祉室長 二十未満ということの整理の中で、令和3年が20人ということになっておりまして、その前が17、その前が22、その前が23ということで、そんなに急激に増えているといったことはないんですけども、全体としての人数が減っている中で、ここが減少していない、若干増えているところが課題だということで認識はしております。

○大石委員 ありがとうございます。

○増田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

直接の話ではないんですが、2～3の市町から、「地域福祉計画、活動計画の中に、この自殺対策というふうなことをテーマとして挙げていいものか」という問合せをいただきました。私は入れるべきだと思うんです。自殺を個の、あるいは家族の問題としてだけ取り上げるのではなくて、ある意味居場所であったりつながりであったり、地域全体としてそういうものをどう持つかというのが、本当に子供たちから世代を超えて、地域福祉計画、活動計画というのは組み立てていきますので、「本当にそれはふさわしいテーマではないか」と取り上げてくださったところもあるようですが、つつい自殺対策って本人支援のところに行ってしまうものですから、そういう視点もあるかなということで申し上げました。

ほかにいかがでしょうか。

○金原委員 人権啓発センターの金原でございます。

就労総合支援の関連事業費で、福産品の購入企業等の認定制度を創設されるということで、これは何社ぐらい実際に表彰されるのか。そのあたりをもうちょっと詳しく教えていただければと。

○石田障害者政策課長 ありがとうございます。

初年度ということもあって、20ぐらいということで考えております。よろしく申し上げます。

○増田会長 続けて何かご質問、ご意見があればどうぞ。

○金原委員 質問というほどじゃないんですが、昨今やっぱりいろいろ生活品の値上げが厳しい中で、福産品なども、値上げで、売上げとかが今年度はかなり厳しくなっているのかなんていう、その辺の状況が分かったら教えていただければと思いました。

○石田障害者政策課長 障害者政策課長の石田です。質問ありがとうございます。

福産品の全体の売上げという形ではちょっと数字があれなんですけれども、工賃とかでいいますと、ちょうどやはり実績として、コロナのタイミングで、それまでずっと右肩上がりだったのが一度下がって、また昨年の実績のところはかなり回復しているというところではあります。なので、いろいろ燃料高騰だとかそういったところはあるかと思いますが、福産品だけではなく、全体の福祉の事業所の売上げとしては、コロナ前の状況に戻りつつあるのかなというような認識ではあります。

以上です。

○金原委員 ありがとうございます。

○池谷会長代理 池谷です。

11ページの「医療的ケア児等総合支援事業費」の「広報・情報提供」というところの高等学校等での講義ということで、これは何校ぐらい行って、あと、この効果というか、生徒さんの反応というか、その辺のところをちょっとお聞かせ願えればなと思います。

○前田知的障害福祉班長 ご質問ありがとうございます。障害福祉課の前田と申します。

広報での高等学校への講義なんですけれども、県内に福祉系の学校が6校ございまして、公立3校、私立3校だと思ったんですけど、そちらに障害福祉サービスの事業所の方々などが出向いて、医療的ケアなどの実態について講義をしているというところがございます。

高校の福祉学科のところなので、将来的に福祉の分野に就労したいということも考え

ていらっしゃる方を対象に行なうものですから、生徒の方々からも、「まず、そもそも医療的ケアの分野を初めてここで知った」と。「こういうところに将来的に興味を持ってやってみたい」という声をいただいたり、あと先生方からも、「どうしても講義だけだと分からない部分が、実際に事業所の方に来ていただいたりとか、本当に医療的ケアの方にお越しいただいたりとかということで、実際目で確認できて、より興味を持つことができた」ということで、おおむね好評をいただいているところでございます。

○池谷会長代理 ありがとうございます。

○増田会長 作業所連合会の三輪さんも本日出席なんですけど、先日、作業所連合会のフォーラムで農福連携の話題が出ましたね。農福ビジネスというのがブラックな形で広がっているという、なかなかショックな話だったんですが、三輪さんは、そのあたり、何かご意見ございますでしょうか。

○三輪委員 今、1つの意見として出たのは、こういうコロナ等の感染の状況下の中で、事業所がお休みをすることによって、事業を継続していくことが非常に厳しいということが意見として出ました。それは、事業所がお休みをしても授産事業は職員が対応しなくてはいけないということと、それと、職員も感染をしていく中で、保障がない中、その仕事を断わっていくと、今度は利用者さんの工賃に直に響いてしまうといったことを踏まえていくと、対応策は必要ではないかと思えます。

それから、福産品への取り組み。もしかしたら私がちょっと聞き落としてしまったのかもしれないですが、新商品の開発支援を含めて企業とのタイアップをしていかなないとなかなか難しい。そのタイアップの仕方について、今後福祉事業所としてもどう取り組んでいくかといったことは出たのかなと思っています。

もう1つ、先ほどの就労のところで1つ意見を落としてしまったのですが、これに関連しているので伝えてもよろしいですか。

先ほど、「改正の概要」の2の②に、多様な就労のニーズに対して、30時間以上20時間未満の重度障害者等を雇用算定率に入れていく内容のことが書かれていたかと思えます。これについて、当事者の意見として、これはとてもいい制度ではあるけど、気をつけないと、雇用率が今言った30時間未満でも良いんだと解釈されやすく「働く時間の拡大につながっていかないのではないか」というふうな意見が当事者から出た記憶があります。

ですので、そのあたりもしっかり見守っていく必要があると思えます。あたり前の生

活をしていくために働くという選択も当然出てきますし、そこに雇用の補償がきっちり網羅されるように、制度上で見守っていただけるような体制を、これからもお願いしたいと思っています。

以上です。

○増田会長 施策の概要等についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、最後の議題となりますけれども、「差別解消条例の改正に向けた取組について」。よろしく願いいたします。

○石田障害者政策課長 障害者政策課の石田です。私のほうから説明させていただきます。

資料のほうは12ページですね。資料4、「静岡県障害者差別解消条例の改正に向けた取組について」。こちらのほうをごらんください。

令和5年3月14日、改正障害者差別解消法の政令が閣議決定され、企業など、事業者に対する合理的配慮の提供の義務化を盛り込んだ改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されることとなりました。

また同日、合理的配慮の範囲や具体例を示しました基本方針も改定されまして、本日は別冊として配付をさせていただいたところですが、会議時間の都合上、別冊の説明は省略させていただきますが、また後ほどごらんいただければと思います。

これらの国の動きを踏まえまして、本県条例も令和6年4月1日の施行を目指して改正の作業を進めていくことといたします。

4の「令和4年度取組」のほうをごらんください。

今年度は、後ほどご説明いたしますが、合理的配慮の実施状況等に関するアンケートの実施。それから、経済団体の会議の場に出向きまして、障害者差別解消法の改正に関する説明や、障害者差別解消法の改正に関するチラシの作成をいたしました。

5の「対応方針（案）」ですけれども、こちらをごらんください。

来年度は、法改正に合わせまして、本県の条例について、事業者による合理的配慮の提供を義務化するように改正する改正案について、障害福祉関係の団体の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

また、事業者の皆様に対しましては、法改正や差別解消について企業向けの説明会を実施しまして、周知・啓発を強化していく予定であります。

改正に向けたスケジュールにつきましては、6に記載のとおりであります。令和6年2月の議会に条例案を提出して、冒頭申し上げましたとおり、法改正と合わせて4月1

日の施行を目指していきたいと考えております。

続きまして、13ページのほうをお開きください。

障害のある人に対する合理的配慮の実施状況等に関するアンケートの結果のほうをご報告させていただきます。

前回の障害者差別解消支援協議会で、アンケートの内容等をご協議いただき、ありがとうございました。委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、改めてアンケートの実施の目的や対象事業者等を見直しまして、令和5年1月下旬から2月末の約1か月間、Webによりアンケートを実施いたしました。今回アンケートを実施することで、障害者差別解消法や合理的配慮について周知することを1つの目的といたしました。

また、事業者による法律の認知度、それから実施状況等の現状を把握して、条例改正に向け、障害のある人に対する差別解消に向けた取組を検討することを目的として、12の設問を設けました。

アンケートの実施につきましては、メールや電話等で広く周知を図ったほか、医療、商業、交通分野につきましては、一部業界団体に直接出向いて協力を依頼いたしました。

回答者は、従業者を管理監督する立場の方を想定するとしまして、複数の店舗等を有する事業者につきましては、本部等が取りまとめをするのではなく、各店舗、事業者ごとに回答するようにお願いいたしました。

では、アンケートの結果について説明いたします。

今回、257の事業者の皆様から回答をいただきました。回答をいただいた事業者の主な事業の内容は、表にあるとおりであります。一番多く回答いただきましたのは教育機関、次に医療機関となっております。

資料の14ページのほうをごらんください。

問3、「障害者差別解消法を知っていますか」という問いに対しまして、「聞いたことがあります、内容も知っている」と答えたところは61%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えたところは27%、「知らない」と答えたところは12%となっております。

回答者の属性別に見ますと、教育機関、特に公立については、9割以上が「聞いたことがあります、内容も知っている」と回答し、「知らない」と回答したところはありませんでした。私立におきましても、約6割が「聞いたことがあります、内容も知っている」と。

「知らない」と答えたところは1割でした。教育機関につきましては、回答率の高さからも認知度の高さがうかがえました。

一方で、母数は少ないですが、不動産・建設、それから宿泊サービスにつきましては、「知らない」という回答はどちらも2割程度ですが、「聞いたことがあります、内容も知っている」という回答が半数を切っておりまして、「聞いたことはあるが、内容は知らない」という回答が多くなっております。こちらにつきましては、業界団体にも協力をいただきながら重点的に周知をしていきたいと考えております。

また、改正差別解消法につきましては、金融・保険業以外の全ての業種におきまして、障害者差別解消法について内容まで知っているという割合よりも少なくなっています。そもそもの差別解消法について、「聞いたことはあるが、内容は知らない」「知らない」と回答したところにつきましては、改正障害者差別解消法につきましても「聞いたことはあるが、内容は知らない」「知らない」という回答が多くなってきています。

問5の合理的配慮につきましても同様で、障害者差別解消法について「聞いたことがあります、内容も知っている」と答えたところにつきましては、合理的配慮についても「聞いたことがあります、内容も知っている」という結果になっております。

15ページをお開きください。

問7、ヘルプマークの認知度につきましては、どの分野におきましても「知らない」という回答よりも「知っている」「見たことがある」という割合が多くなっておりますが、「意味は知らない」「知らない」という回答も4割ほどあります。意味を含めて正しく理解をしてもらうことが重要であるため、ヘルプマークにつきましても、障害者差別解消法と併せて事業者の皆様にも周知していきたいと思っております。

問8の「障害のある人から合理的配慮の申し出を受けたことがありますか」という質問に対して、「ある」と回答したところは約3割でしたが、分野別に見ますと、教育、金融・保険業につきましては、約半数が「申し出を受けたことがあります」と回答しております。

16ページをごらんください。

問10の合理的配慮の提供に当たり最も課題となるものとして、「障害に対する理解、受容」「設備の改修」「人員の確保」が多く回答されております。

問11の差別解消に当たり行政に期待することにつきましては、「経済的支援」が最も多く、次に「啓発活動」「講演会等の実施」が続いております。

17ページをお開きください。

自由記載の一部を抜粋しておりますが、ここでも、問10、問11に関連して、経済的支援や人員の確保、周知啓発について記載をされているものが多く見られました。

今回、回答があった分野にばらつきがあり、障害のある方が日常において利用する頻度が高いと考えられる、飲食サービスや卸売業・小売業等の分野の方からアンケートの回答をあまり得ることができませんでした。このような分野に対しましてもアプローチをする方法を検討しつつ、来年1月にかけて、条例と並行し周知に努めてまいります。

それから、すみません。続きまして報告事項、資料4-3です。18ページのほうをごらんください。

最後になりますけれども、「傍聴規則における不当な差別的取扱いに抵触する規定について」であります。静岡県の障害者差別解消の改正に向けた取組とは異なりますけれども、本県で傍聴規則における不当な差別的取扱いに抵触する規定がありましたので、ご報告いたします。

令和4年8月、県内の市民団体の方から、「静岡県内の2団体において、精神障害を理由に傍聴を認めない趣旨の規定を設けている規則がある」といったご指摘がございました。該当する団体に確認をしたところ、どちらの規則にも精神に異常があると認められる者に対して傍聴を禁止する旨が記載されており、昭和50年代に制定されまして、今まで見直し等が行なわれていなかったために削除がなされていなかったとの回答がありました。

今回このようなご指摘を受けまして、精神障害を想起させる内容でありまして、障害者差別解消法の不当な差別的取扱いに抵触することから、どちらの団体も対象条項を削除済みであるということを確認いたしました。

また、各自治体の障害福祉主管課に対しまして本事案の周知をして、同様の内容の規定がある場合には、規則の改正等を検討するように依頼したところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○増田会長 ありがとうございました。

条例の改正について、アンケート等の報告もいただきながら、今説明をいただきましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

問12の自由回答を読んでいたときに、合理的配慮の好事例、あるいは逆の事例。こういったことは多分今まで関心があったと思うんですが、一方で、建設的対話の好事例と

いうのも、やっぱりしっかりと押さえていったほうがいいのではないかと。多分現場からすると、どうやって対話をしながら合理的配慮を実現していくのかと。そこが、やっぱり私は現場感覚だと思うんですね。いわゆるご商売をなさっている方々からすると。

だから、いろんな好事例、マイナスの事例もあると思いますけれども、こういったことの積み上げが実際には建設的な対話に向かったの姿勢をつくることになるのではないかというふうに思うものですから、問12の感想をずっと読んでいくと、ふと、そちらの事例もきちんと押さえて、これから少しずつ積み上げていけばいいのかなというふうに思いました。

そのほか、皆様方のほう、どうでしょうか。お願いいたします。

○小林委員 県教委の人権教育、それから教職員の研修を担っている小林と申します。よろしくお願いいたします。1つ質問と、あと感じたことをお話しさせていただきます。

1つ質問ですけれども、当課でも研修を担っていて、いろんな知識とかを周知するという部分が非常に多いんですけれども、今回アンケートをするに当たって、周知も併せてということで目的の中に入っていると思います。12ページの4の「令和4年度の取組」の中で「周知も併せて実施」ということでしたけれども、具体的にどのような形でアンケートとともに周知をされたのかということの質問が1つです。

それから、もう1つ感じたことですけれども、学校の周知の割合が高いということでお話をいただきました。答えた方が管理職であると思うんですけれども、なかなか「知っている」という内容の中にレベルがあるとか、そういうこともあると思うので、やはりこちらが持っている人権の研修の中でも、ヘルプマークのこととか、あと障害者差別解消法については毎回触れるようにしております。そのときに、どうしたら自分ごととしてというか——落としとしてお話を聞いてくださるかなということをお願いしながら研修を組み立てています。

前の話にもちょっと戻ることになってしまいますけれども、研修するに当たって、知識の面と、それからやはり自分ごととして感じるようなワークショップを入れたり、先ほどお話がありましたけれども、事例研究等を入れたりということで、何とかしてそのことを、対話の中から、どう考えていくとか、どういうふうに組み立てていくとか、どう落とし込んでいくとかということを時間を取ってできるような形にしていきたいなということを常々思っています。

人権については、正しい理解とともに、人権の感覚も一緒に併せてやらなければいけ

ないなということを思っています。そして、その感覚から気づいて行動に移すというところまで行けるといいなということを思っていますので、今回はヘルプマークというところが出ていましたけれども、このことについても、やはり正しい理解とともに、それからヘルプマークをつけている方を見かけたときにどういう感覚になるかとか、お声かけをしなきゃいけないというような行動に移せるかどうかとか、そういうところまで人権を通して働きかけをしていく必要があるかなということを改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。

○石田障害者政策課長 障害者政策課の石田です。ご助言ありがとうございました。また僕らのほうの取組のところでも参考にさせていただきたいと思います。

それとあと、周知の方法についてご質問をいただきました。あまり大したことじゃないのかもしれないですけども、アンケートをする際に、やはりチラシを同封したりだとか、こちらの協議会のほうでもご意見をいただいたとおりに、合理的な配慮ってなかなか難しいので、「合理的な配慮ってどういうこと？」というのをアンケート用紙の中に盛り込んだりだとか、アンケートの中に制度的なことの説明を少し多めにして、アンケートを書いた方が理解していただけるような設問というんですかね。そういうふうなつくりにしたというところで周知を図ったということになっております。

以上であります。

○増田会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

毎日電車で通勤していると、ヘルプマークをつけている方って、まあ関心があるから見るんでしょうけれども、多くなりましたよね。その点では、こつこつとこういった制度が——最初の頃は「これは何だ」という感じだったとしても、確実にこうやって浸透していく。これがやっぱり大事なのかなというふうに思いました。アンケート結果もそのことをよく示しております。

差別解消条例の改正について、ご意見はいかがでしょう。

令和6年に向かっての、この1年間の準備がこれから始まるということですので、ぜひ関係団体との意見交換等も含めて、皆様方のご協力をいただきますように、よろしくお願いいたします。

努力義務が義務化になって、どう変わるのかと。先ほどもちょっと努力義務の話が出ておりました。義務化したからって、すぐに現場が変わるとは思えませんが、でも確実に、我がこととして受け止めていく方たちが増えていくということはあるというふう

に思います。こういった差別とか、あるいは差別解消という事例は積み上げていくほかないのかなというふうに思います。

そろそろ定刻が来ておりますので、このあたりで、本日与えられました議題は滞りなく終わりましたので、事務局にお返しをしたいと思います。皆様方、ご協力くださいましてありがとうございました。

○増田障害者政策課課長代理 増田会長、委員の皆様方、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

来年度も県の障害福祉施策を着実に進めてまいりますので、引き続き皆様方のご指導をいただきたく、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして令和4年度第2回静岡県障害者施策推進協議会及び第2回静岡県障害者差別解消支援協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時30分閉会